

令和6年度第1回北広島市 介護保険施設事業者選考委員会

日時：令和6年5月24日(金) 18:00～

場所：北広島市役所 3階 3D会議室

～ 会議次第 ～

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 市長あいさつ
4. 委員長及び副委員長の選任について
5. 諮問書手交
6. 会議及び会議録の公開について
7. 協議事項
 - (1) 第9期介護保険事業計画の概要について 資料1
 - (2) 特定施設入居者生活介護事業者募集要領(案)について 資料2
 - (3) 選考スケジュールについて
8. その他
9. 閉会

北広島市介護保険施設事業者選考委員会委員名簿

所属団体・機関名	委員氏名	備考
北広島市 民生委員児童委員連絡協議会 会長	おおにし としこ 大西 登志子	
星槎道都大学 社会福祉学部社会福祉学科 准教授	さくらい みほこ 櫻井 美帆子	
北広島市介護サービス連絡協議会 副会長	しまや きよはる 島谷 清張	
北広島医師会 会長	つしま のぶやす 對馬 伸泰	
北広島市社会福祉協議会 事務局長	なかや なおる 中屋 直	

敬称略

事務局

役 職	氏 名
保健福祉部長	奥山 衛
高齢者支援課長	工藤 秀之
介護給付担当主査	山田 恭平
介護給付担当主任	穂井田 夕奈

4. 委員長及び副委員長の選任について

委員長 _____

副委員長 _____

北広島市介護保険施設事業者選考委員会設置条例
(平成 24 年 3 月 23 日条例第 2 号) [抄]
第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6. 会議及び会議録の公開について

(1) 会議の公開

会議については、原則公開とします。ただし、北広島市情報公開条例に基づき、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められる場合は、非公開とします。

(2) 委員の氏名の公表及び方法

北広島市ホームページにおいて公表します。

なお、会議録においては、出席者欄に委員の氏名を明記しますが、発言者欄については、個人情報保護の観点から委員氏名を明記せず、「A 委員、ア委員」等記号を用いて公表することとします。

(3) 会議開催の日時及び場所の公表

北広島市ホームページにおいて公表します。

(4) 会議録の公開

会議録については、原則公開します。

ただし、非公開の会議における会議録については非公開とします。

北広島市情報公開条例(平成 11 年 3 月 24 日条例第 2 号) [抄]
(目的)
第 1 条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。
(実施機関の責務)
第 3 条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。
(会議の公開)
第 20 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

7 - (1). 第9期介護保険事業計画の概要について

7-(2). 特定施設入居者生活介護事業者募集要領(案)について

7-(3). 選考スケジュールについて

	5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
第1回委員会															
募集要領公開															
質問事項受付				⇒											
第2回委員会															
応募申請書受付				⇒											
第3回委員会															
事業者選考										⇒					
第4回委員会 (事業者決定)															